

## 〔2〕 議案等について

平成 15 年中の 686 市の議案総数は 84,808 件であり、このうち市長提出による議案は 73,732 件(86.9%)、議員提出による議案は 11,076 件(13.0%)。

### 1. 市長提出による議案

#### (1) 種類別総件数

平成 15 年中における市長提出による議案総数は**表-29**のとおり。

前年からの継続案件、諮問・報告事項、選挙、取り下げ等については除外している。

なお、地方自治法第 96 条第 2 項に基づく議会で議決すべき議案の具体事例については把握していない。

以下、法第 96 条第 1 項議決事件である条例案（1 号）及び法 179 条による長の専決処分案件、議案総件数の市別状況については次のとおり。

##### ①市長提出による条例案

市長提出による条例案が多いのは松本市の 116 件、京都市の 92 件、世田谷区の 87 件など。少ないのは佐伯市の 11 件、黒部市、日向市の 13 件、新湊市、滑川市、守口市、藤井寺市、諫早市の 14 件など。

##### ②専決処分案件（法第 179 条）

また、長の専決処分案件が多いのは茅ヶ崎市の 32 件、ひたちなか市の 30 件、桜井市の 29 件など。少ないのは紋別市、柏崎市、両津市など 17 市の 1 件など。

##### ③市長提出による議案総件数

市長提出による議案の総件数が多いのは、京都市の 367 件、熊本市の 359 件、岡山市の 338 件など。少ないのは千代田区の 44 件、中央区の 46 件、柳川市の 54 件など。

表-29 市長提出による議案件数 (686市対象)

(単位:件)

区 分	地方自治法第96条第1項議決事件				96条第1項 15号及び96 条第2項を 含むその他 全ての議案	専決処分 案件 (法179条)	計
	条例案 (1号)	予算案 (2号)	決算案 (3号)	4号 ～ 14号			
5万未満 (222市)	6,173	7,873	1,980	1,347	3,257	1,693	22,323
5～10万 (226市)	6,460	7,155	2,055	1,887	3,161	1,587	22,305
10～20万 (121市)	3,971	3,973	1,054	1,087	1,891	860	12,836
20～30万 (42市)	1,699	1,431	340	547	657	325	4,999
30～40万 (28市)	1,216	1,150	289	512	501	174	3,842
40～50万 (17市)	799	628	143	255	329	141	2,295
50万以上 (17市)	844	480	140	280	734	107	2,585
指定都市 (13市)	805	634	239	389	403	77	2,547
計 (686市)	21,967	23,324	6,240	6,304	10,933	4,964	73,732
構成比(%)	29.7	31.6	8.4	8.5	14.8	6.7	100

## (2) 議決態様別総件数

市長提出による議案 73,732 件の議決態様別総件数は表-30 のとおり。  
審議未了に議決不要を含んでいる場合がある。

表-30 市長提出による議案の議決態様別総件数 (686 市対象)

(単位：件)

区 分	原案可決	修正可決	否決	継続審査	審議未了	撤回	計
5 万未満 (222 市)	22,061	30	63	98	27	44	22,323
5~10 万 (226 市)	22,024	85	65	80	36	15	22,305
10~20 万 (121 市)	12,731	22	41	30	6	6	12,836
20~30 万 (42 市)	4,979	4	7	7	0	2	4,999
30~40 万 (28 市)	3,831	2	3	2	0	4	3,842
40~50 万 (17 市)	2,214	2	10	20	46	3	2,295
50 万以上 (17 市)	2,563	0	8	10	0	4	2,585
指定都市 (13 市)	2,537	4	5	0	0	1	2,547
計 (686 市)	72,940	149	202	247	115	79	73,732
構成比(%)	98.9	0.2	0.2	0.3	0.1	0.1	100

## 2. 議員提出による議案

### (1) 種類別総件数

平成 15 年中の議員提出による議案総数は表-31 のとおり。

「意見書」については、議員自身の発議による場合と、市民からの陳情・要請に基づいて採択された場合とを区別していない。「その他」には、要綱、要望書、議員派遣、100 条特別委員会の設置、修正動議などについても一部含まれている場合がある。

なお、選挙等人事案件については除外している。

表-31 議員提出による議案件数 (686 市対象)

(単位：件)

区 分	条例案	規則案	意見書案	決議案	その他	計
5 万未満 (222 市)	256	20	1,919	169	706	3,070
5~10 万 (226 市)	314	27	2,132	218	639	3,330
10~20 万 (121 市)	205	21	1,452	164	352	2,194
20~30 万 (42 市)	71	8	569	35	100	783
30~40 万 (28 市)	29	2	446	38	124	639
40~50 万 (17 市)	34	0	232	10	40	316
50 万以上 (17 市)	48	1	252	15	92	408
指定都市 (13 市)	42	3	210	27	54	336
計 (686 市)	999	82	7,212	676	2,107	11,076
構成比 (%)	9.0	0.7	65.1	6.1	19.0	100

### (2) 議決態様別総件数

議員提出による議案総数 11,076 件の議決態様別総件数は表-32 のとおり。

表-32 議員提出による議案の議決態様別総件数 (686 市対象)

(単位：件)

区 分	原案可決	修正可決	否決	継続審査	審議未了・撤回・議決不要等	計
5 万未満 (222 市)	2,840	1	180	18	31	3,070
5~10 万 (226 市)	2,855	10	379	15	71	3,330
10~20 万 (121 市)	1,815	3	340	5	31	2,194
20~30 万 (42 市)	652	1	127	2	1	783
30~40 万 (28 市)	483	0	90	0	66	639
40~50 万 (17 市)	245	0	52	0	19	316
50 万以上 (17 市)	330	0	60	9	9	408
指定都市 (13 市)	265	0	60	0	11	336
計 (686 市)	9,485	15	1,288	49	239	11,076
構成比 (%)	85.6	0.1	11.6	0.4	2.1	100

### (3) 条例案の処理状況

#### ① 条例案の処理状況

平成 15 年中の議員提出による議案のうち、「条例案」の処理状況は**表-33**のとおり。

**表-33 条例案の処理状況（686 市対象）**

（単位：件）

区 分	原案可決	修正可決	否決	継続審査	審議未了・撤回・その他	計
計（686 市）	740	5	195	17	42	999
構成比（%）	74.0	0.5	19.5	1.7	4.2	100

#### ② 議員提出による新規の政策的条例案及び政策的以外の条例案、改正条例案の件数

平成 15 年中に提出された条例案のうち、議員提出による新規の政策的条例案及び政策的以外の条例案、改正条例案は**表-34**のとおり。

議員提出による新規の政策的条例案及び議決態様については、巻末の【参考】に抜粋を掲載している。

政策的条例案については、定数や報酬、政務調査費、資産公開、議会の情報公開など議会や議員の身分などに直接かかわるものを除く、政策的な行政関係条例案とするもののなかには、例えば、「定数削減条例案は市の行財政改革の一環として発議されている、重要な政策案件」などという意見もあることから、これらの条例案についても各市の認識・判断に基づき、政策的条例案として扱っている場合がある。

新規の政策的条例案が多いのは新宿区の 5 件、小樽市、宇治市の 4 件、渋谷区の 3 件など。

新規の政策的以外の条例案が多いのは千代田区の 7 件、江戸川区の 4 件、敦賀市、岩槻市、さいたま市など 8 市の 3 件など。

新規の条例案（政策的条例案と政策的以外の条例案）が多いのは、千代田区（政策的以外の条例案 7 件）の 7 件、江戸川区（政策的条例案 2 件、政策的以外の条例案 4 件）の 6 件、新宿区（政策的条例案 5 件）、東大阪市（政策的条例案 2 件、政策的以外の条例案 3 件）の 5 件など。

改正条例案が多いのは渋谷区の 11 件、泉南市の 10 件、小金井市の 9 件など。

新規条例案及び改正条例案の総件数が多いのは、渋谷区（新規条例案 3 件、改正条例案 11 件）の 14 件、小金井市（新規条例案 3 件、改正条例案 9 件）の 12 件、泉南市（改正条例案 10 件）の 10 件など。

表-34 議員提出条例案の件数及び平均件数（686市対象）

（単位：件）

区 分	新規条例案				改正条例案		新規・改正 条例案 総件数 ③+④	新規・改正 条例案 平均
	新規 政策的 条例案 件数 ①	新規 政策的 条例案 以外 件数 ②	新規 条例案 総件数 ③ (①+②)	新規 条例案 平均	改正 条例案 総件数 ④	改正 条例案 平均		
5万未満 (222市)	10 (9市)	38 (24市)	48 (33市)	1.4	208 (130市)	1.6	256 (145市)	1.7
5～10万 (226市)	22 (21市)	35 (26市)	57 (43市)	1.3	257 (146市)	1.7	314 (160市)	1.9
10～20万 (121市)	24 (15市)	22 (18市)	46 (31市)	1.4	159 (81市)	1.9	205 (89市)	2.3
20～30万 (42市)	10 (6市)	7 (3市)	17 (8市)	2.1	54 (29市)	1.8	71 (32市)	2.2
30～40万 (28市)	1 (1市)	3 (3市)	4 (4市)	1	25 (17市)	1.4	29 (19市)	1.5
40～50万 (17市)	2 (1市)	9 (5市)	11 (5市)	2.2	23 (11市)	2.0	34 (13市)	2.6
50万以上 (17市)	5 (3市)	4 (1市)	9 (3市)	3	39 (14市)	2.7	48 (14市)	3.4
指定都市 (13市)	7 (5市)	6 (3市)	13 (7市)	1.8	29 (11市)	2.6	42 (13市)	3.2
計 (686市)	81 (61市)	124 (83市)	205 (134市)	1.5	794 (439市)	1.8	999 (485市)	2.0

#### (4) 規則案の処理状況

平成 15 年中の議員提出による議案のうち、「規則案」の処理状況は表-35 のとおり。

表-35 規則案の処理状況 (686 市対象) (単位: 件)

区 分	原案可決	修正可決	否決	継続審査	審議未了・撤回・その他	計
計 (686 市)	81	0	0	0	1	82
構成比 (%)	98.7	0	0	0	1.2	100.0

#### (5) 意見書案の処理状況

平成 15 年中の議員提出による議案のうち、「意見書案」の処理状況は表-36 のとおり。

表-36 意見書案の処理状況 (686 市対象) (単位: 件)

区 分	原案可決	修正可決	否決	継続審査	審議未了・撤回・その他	計
計 (686 市)	6,186	8	952	13	53	7,212
構成比 (%)	85.7	0.1	13.2	0.1	0.7	100.0

#### (6) 決議案の処理状況

平成 15 年中の議員提出による議案のうち、「決議案」の処理状況は表-37 のとおり。

表-37 決議案の処理状況 (686 市対象) (単位: 件)

区 分	原案可決	修正可決	否決	継続審査	審議未了・撤回・その他	計
計 (686 市)	580	2	77	1	16	676
構成比 (%)	85.7	0.2	11.3	0.1	2.3	100.0

#### (7) その他の処理状況 (法第 96 条第 1 項 15 号及び 96 条第 2 項を含むその他全ての議案)

平成 15 年中の議員提出による議案のうち、「その他」の処理状況は表-38 のとおり。

表-38 その他の処理状況 (686 市対象) (単位: 件)

区 分	原案可決	修正可決	否決	継続審査	審議未了・撤回・その他	計
計 (686 市)	1,898	0	64	18	127	2,107
構成比 (%)	90.0	0	3.0	0.8	6.0	100.0

### 3. 予算案の審議結果

平成 15 年度一般会計当初予算案の審議結果は表-39 のとおり。

表-39 平成 15 年度一般会計当初予算案の審議結果 (686 市対象) (単位：市)

区 分		可決		修正可決	否決	その他
		付帯決議なし	付帯決議あり			
計 (686 市)	市 数	651	18	13	2	2
	構成比(%)	94.8	2.6	1.8	0.2	0.2

### 4. 決算の審査結果

平成 14 年度一般会計決算の審査結果は表-40 のとおり。

表-40 平成 14 年度一般会計決算の審査結果 (686 市対象) (単位：市)

区 分		認定		不認定	その他
		付帯決議なし	付帯決議あり		
計 (686 市)	市 数	663	17	3	3
	構成比(%)	96.6	2.4	0.4	0.4

### 5. 請願・陳情の処理状況

#### (1) 請願の処理状況と処理件数

平成 15 年中の請願の処理状況と処理件数は表-41 のとおり。請願の総件数は 5,726 件となっている。

「不採択」については一部不採択、みなし不採択（審議なし）を、「取り下げ」については（上程前）撤回を、「その他」については配布、任期満了による自然消滅、陳情に切り替え、みなし採択などを一部含んでいる場合がある。（陳情についても同じ）

なお、1つの請願に対し願意が2つ以上ある場合、それぞれについて審議している場合があるため、総件数について若干の修正を加えている。

前年からの継続審査案件を処理したものも含む。

表-41 請願の処理状況と処理件数（686市対象）

（単位：件）

区 分	採択	一部採択	趣旨採択	不採択	取り下げ	審議未了	継続審査	その他	計
5万未満 (222市)	539	13	21	255	26	90	70	7	1,021
5～10万 (226市)	511	10	42	374	38	127	125	7	1,234
10～20万 (121市)	301	7	25	290	37	152	155	3	970
20～30万 (42市)	146	5	1	147	22	62	35	6	424
30～40万 (28市)	115	11	10	131	18	51	25	5	366
40～50万 (17市)	41	1	1	91	7	18	39	8	206
50万以上 (17市)	25	0	2	28	10	66	41	1	173
指定都市 (13市)	46	1	8	187	25	519	522	24	1332
計 (686市)	1,724	48	110	1,503	183	1,085	1,012	61	5,726
構成比(%)	30.1	0.8	1.9	26.2	3.1	18.9	17.6	1.0	100

## (2) 陳情の総件数

平成15年中における陳情の総件数は表-42のとおり。

表-42 陳情の総件数（686市対象）

（単位：件）（更新日9月13日）

区 分	審査した陳情件数	審査しなかった陳情件数	総件数
5万未満 (222市)	1,424 (136市)	1,162 (149市)	2,586 (205市)
5～10万 (226市)	1,389 (116市)	1,637 (175市)	3,026 (219市)
10～20万 (121市)	1,659 (70市)	1,052 (88市)	2,711 (115市)
20～30万 (42市)	891 (23市)	318 (31市)	1,209 (41市)
30～40万 (28市)	2,704 (13市)	322 (19市)	3,026 (27市)
40～50万 (17市)	179 (11市)	138 (14市)	317 (17市)
50万以上 (17市)	1,484 (14市)	121 (10市)	1,605 (17市)
指定都市 (13市)	1,380 (8市)	297 (9市)	1,677 (13市)
計 (686市)	11,110 (391市)	5,047 (495市)	16,157 (654市)
構成比 (%)	68.7	31.2	100

① 審査した陳情の処理状況と処理件数

平成15年中の陳情の処理状況は表-43のとおり。

表-43 審査した陳情の処理状況と処理件数(686市対象)

(単位:件)

区 分	採択	一部採択	趣旨採択	不採択	取り下げ	審議未了	継続審査	その他	計
5万未満(222市)	589	11	81	313	46	179	192	13	1,424
5~10万(226市)	516	12	66	377	29	132	204	53	1,389
10~20万(121市)	365	10	97	519	47	311	260	50	1,659
20~30万(42市)	111	2	8	187	38	393	142	10	891
30~40万(28市)	121	5	15	139	17	1,791	552	64	2,704
40~50万(17市)	20	0	0	43	15	43	17	41	179
50万以上(17市)	99	0	8	161	49	680	364	123	1,484
指定都市(13市)	27	2	9	115	15	947	200	65	1,380
計(686市)	1,848	42	284	1,854	256	4,476	1,931	419	11,110
構成比(%)	16.6	0.3	2.5	16.6	2.3	40.2	17.3	3.7	100

② 審査しなかった陳情の処理状況と処理件数

平成15年中における審査しなかった場合の陳情の処理状況は表-44のとおり。

「その他」には、議長への要望書、善処要望、審査打ち切り、委員会へ参考送付、撤回、議会運営委員会に諮り付託外としその旨を本人に通知、市長部局に照会し回答を求める、議会運営委員会への報告のみ、などがある。

表-44 審査しなかった陳情の処理状況と処理件数（686市対象）

（単位：件）

区 分	陳情書の コピー配布	陳情書の 文書表配布	陳情書の 一覧表配布 (表題のみ)	議長預かり	その他	計
5万未満 (222市)	695	133	96	183	55	1,162
5～10万 (226市)	1,014	185	115	179	144	1,637
10～20万 (121市)	738	102	14	107	91	1,052
20～30万 (42市)	147	41	0	44	86	318
30～40万 (28市)	220	29	6	25	42	322
40～50万 (17市)	71	21	10	11	25	138
50万以上 (17市)	92	0	0	28	1	121
指定都市 (13市)	137	52	0	21	87	297
計 (686市)	3,114	563	241	598	531	5,047
構成比(%)	61.7	11.1	4.7	11.8	10.5	100

③ 陳情の各市の取り扱いについて

- 各会派の幹事長へコピー配布（札幌市）
- 郵送陳述についてはコピーを配布している（北広島市）
- 委員会でのみ審査（岡谷市）
- 市長へ照会し、回答を陳情者へ送付（横浜市）
- 陳情文書表を配布し委員会にて意見交換を行い、委員長報告をする。陳情は採決しない。（春日部市）

- 朗読及びコピー配布（鴻巣市）
- 内容が請願に適合するものは委員会へ送付している。結論の出し方、その後の処理方法が請願と異なる。（名古屋市）
- 供覧（高槻市）
- 議運で取り扱いを協議し、本会議で取り扱い結果と陳情文書（写）を配付（柏原市）
- 陳情については、通常、議長が、副議長及び関係者とともに受ける。陳情文書は、受理後、所管委員会の正副委員長等の供覧に付することとし、本会議上程・委員会付託は行わない。また、その件名・要旨等については、1年分を委員会ごとに取りまとめた上、陳情受理一覧表として全議員に送付するとともに、参考として理事者側（部次長級以上）にも送付する。

なお、陳情受理一覧表については、平成6年から、従来の1年分のものに加え、3ヵ月ごとに作成し、その都度、議員に送付することとした。（平成6年5月13日 各会派幹事長会）

その後、陳情の内容を早く議員に知らせるため、その写しを1ヵ月ごとに取りまとめた上で、各控室に配布する取り扱いに変更した。（平成11年7月2日 各会派幹事長会）（高松市）
- 要望等として処理（丸亀市）